提出先富士宮市

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算 処遇改善計画書(令和 5 年度)

1 基本情報 < 共通 >

フリガナ	シャカイフクシホウジン フララ
法人名	社会福祉法人 ふらら
法人所在地	〒 418-0111 静岡県富士宮市山宮2051番地の1

【本計画書で提出する加算】 %取得予定の加算について $\lceil O
floor$ 、取得しない加算について $\lceil \times
floor$ を選択すること。

C

个護職員**処遇改善加算** (処遇改善加算) **介護職員等特定処遇改善加算** (特定加算) 介護職員等ベースアップ等支援加算 (ベースアップ等加算)

2 賃金改善計画についてく共通>

(1)加算額を上回る賃金改善について(全体)

取	得予定の	加算の		
1	令和	5	19,833,024	円
2	賃金改善 (① の加 :	の見: 算の 見	20,282,000	円

(2)加算額を上回る賃金改善について(内訳)

要件 I

要件Ⅱ

要件Ⅲ

	処遇改善加算	0	特定加算	0	ベースアップ等加算	0
① 令和 5 年度の加算の見込額	13,079,400	円	3,515,880	円	3,237,744	円
② 賃金改善の見込額 ② (①の各加算の見込額を上回ること)	(a) 13,130,000	円	(b) 3,566,000	円	(c) 3,586,000	円

(3)加算以外の部分で賃金水準を引き下げないことについて

・上記に加えて、処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを下欄へのチェック(✔)により誓約すること。

☑ 処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。



)要件Ⅳ

※「処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、①「加算取得年度の賃金の総額」から「当該年度の各加算による賃金改善所要額の総額」を除いた額と、②「前年度の賃金の総額」から「前年度の各加算額及び独自の賃金改善額」を除いた額を比較し、①の額が②の額を下回らない(加算等の影響を除いた賃金額の水準を引き下げない)ことをいう。実績報告書では、これらの賃金額の具体的な記載を求めるため、詳細な考え方は、別紙様式3-1(実績報告書)2(3)を参照すること。

ただし、サービス利用者数の大幅な減少等の影響により、結果として加算以外の部分で賃金が下がった場合には、その事情を別紙様式5「特別な事情に係る届出書」により届け出ることで算定要件を満たすこととする。

3 介護職員処遇改善加算の要件について

(1) 賃金改善を行う賃金項目及び方法 ①処遇改善加算による賃金改善の見込額(再掲) 13,130,000 円 ②賃金改善実施期間 令和 5 年 4 月 ~ 令和 6 年 3 月(12 か月) 賃金改善を行う給与の種類 ② 基本給 □ 手当(新設) □ 手当(既存の増額) ② 賞与 □ その他((当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程) □ 就業規則の見直し ② 賃金規程の見直し □ その他 ((賃金改善に関する規定内容)※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。 ■常期職員 (定期昇給)第14条 定期昇給は、基本給は別表1の「職能等級表」により昇給する。2 職務手当については、新たな資格取得等がある場合は、別表2の「職務手当表」により、資格取得日の当該給与期間よりが支職務手当を月額支給する。3 前条及び第1項により昇給する場合、昇給額は介護職員処遇改善加算計画書により計画された賃金改善のおり高くの表もの改善の改善の改善の改善の改善の改善の改善の改善の支給額においては、介護職員処遇改善加算計画書により計画された賃金改善額と含い支給額とする。 □ 「有の支給)第20条 常助職員に対し、別に定める「賞与規程」のとおり賞与を支給する。尚、賞与の支給額においては、介護職員処遇改善加算計画書及び介護職員等特定処遇改善加算計画書により計画された賃金改定を行うための改善額を含むする総額とする。 □ 有別契約職員											
②賃金改善実施期間											
賃金改善を行う給与の種類 □ 基本給 □ 手当(新設) □ 手当(既存の増額) □ 賞与 □ その他() (当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程) □ 就業規則の見直し □ 賃金規程の見直し □ その他 ((賃金改善に関する規定内容)※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。 ■ 常勤職員 (定期昇給)第14条 定期昇給は、基本給は別表1の「職能等級表」により昇給する。2 職務手当については、新たな資格取得等がある場合は、別表2の「職務手当表」により、資格取得日の当該給与期間より新たな職務手当を月額支給する。3 前条及び第1項により昇給する場合、昇給額は介護職員処遇改善加算計画書により計画された賃金改善を行うための改善額を含む昇給銀とする。 ■ 「有別契約職員 「第5の支給)第20条 常勤職員に対し、別に定める「賞与規程」のとおり賞与を支給する。尚、賞与の支給額においては、介護職員処遇改善加算計画書とより計画された賃金改善を行うための改善額を含む支給額とする。 ■ 「有別契約職員 「利契約職員 「											
3給与の種類 3 基本給											
□ 就業規則の見直し ☑ 賃金規程の見直し □ その他 ((賃金改善に関する規定内容)※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。 ■常勤職員 (定期昇給)第14条 定期昇給は、基本給は別表1の「職能等級表」により昇給する。2 職務手当については、新たな資格取得等がある場合は、別表2の「職務手当表」により 資格取得日の当該給与期間より新たな職務手当を月額支給する。3 前条及び第1項により昇給する場合、昇給額は介護職員処遇改善加算計画書により計画された賃金改善 を行うための改善額を含む昇給額とする。 (賞与の支給)第20条 常勤職員に対し、別に定める「賞与規程」のとおり賞与を支給する。尚、賞与の支給額においては、介護職員処遇改善加算計画書及び介護職員等特定 処遇改善加算計画書により計画された賃金改定を行うための改善額を含む支給額とする。 ■有期契約職員											
(定期昇給)第14条 定期昇給は、基本給は別表1の「職能等級表」により昇給する。2 職務手当については、新たな資格取得等がある場合は、別表2の「職務手当表」により 具体的な取組 内容 「有の支給)第20条 常勤職員に対し、別に定める「賞与規程」のとおり賞与を支給する。尚、賞与の支給額においては、介護職員処遇改善加算計画書により計画された賃金改善 「関与の支給)第20条 常勤職員に対し、別に定める「賞与規程」のとおり賞与を支給する。尚、賞与の支給額においては、介護職員処遇改善加算計画書及び介護職員等特定 処遇改善加算計画書により計画された賃金改定を行うための改善額を含む支給額とする。 ■有期契約職員											
(昇給の種類及び時期)第12条 有期契約職員が、在職1年以上で、勤務成績が優秀であった場合には昇給を行うことがある。2 前項により昇給する場合は、雇用契約の更新時とする。3 第1項により昇給する場合、雇用契約の更新時とする。3 第1項により昇給する場合、昇給額は 企践職員等の直接を含む 東給額とする。(賞与の支給)第17条 臨時に雇い入れた者、パートタイム職員等の有期契約職員に対し、別に定める「賞与規程」のとおり賞与を支給する。尚、賞与の支給額においては、介護職員処遇改善加算計画書とより計画された賃金改善を行うための改善額を含む支給額とする。											
※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を <u>下線</u> とするなど明確にすること。											
(上記取組の開始時期) 令和 2 年 4 月 (☑ 実施済 □ 予定)											
(2)キャリアパス要件 ・ 次の要件について該当する場合チェック(✔)し、必要事項を具体的に記載すること。加算皿の事業所のみの場合もキャリアパス要件 I 又はⅡのいずれかを満たすこと。											
キャリアパス要件 I 次のイからハまでのすべての基準を満たす。 加算 I・II の場合は必ず「該当」、加算 II の場合は必ず「該当」、加算 II の場合は必ず「該当」											
イ 介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。											
ロイに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。											
ハイ、口について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。											
ナ レロマ・ピス 再 供 エ・カロ ノトロ 王 ナ の 甘 栄 た 洪 ナ ナ カ											
キャリアパス要件 II 次のイとロ両方の基準を満たす。											

	ハーイ、口について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。													
+	ヤリ	アパス要件Ⅱ 次のイとロネ	両 方	<u></u> の	基準を満たす。	加算 I・Ⅱ の場合は必ず「該当」、加算 Ⅲ の場合 ☑ 該当 もいずれか「該当」	C							
	1	介護職員の職務内容等を踏ま し、研修の実施又は研修の機	え、 会を	. 介 ·確	護職員と意見交換しながら、 保している。	資質向上の目標及び①、②に関する具体的な計画を策	定							
						受質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するととも 、介護職員の能力評価を行う。 ※当該取組の内容について以下に記載すること								
	取組内容	イの実現のための具体的な 取組内容 (該当する項目にチェック												
		(V)した上で、具体的な内容を記載)			資格取得のための支援の実	R施 ※当該取組の内容について以下に記載すること								
		で記載/	√	2	所定の資格を取得する場合、資	存格取得にかかる費用を法人にて全額負担								
	П	イについて、全ての介護職員	こ周	知し	している。 -									

+	ヤリ	アパス要件皿 次のイとロ	 五方	īΦ	基準を満たす。	加算Iの場合は必ず「該当」	7	該当	0				
	1	介護職員について、経験若しく 設けている。	ばは	資格	特等に応じて昇給する仕組み、	又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定	する	仕組み	を				
			V	1	経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」なる	験に応じて昇給する仕組み 「動続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。							
		 具体的な仕組みの内容(該当 するもの全てにチェック(✔) すること。)	7	2		、 を修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを打 者についても昇給が図られる仕組みであることを			♠				
			7	3	一定の基準に基づき定期に昇線 ※「実技試験」や「人事評価」なる 基準や昇給条件が明文化されて	どの結果に基づき昇給する什組みを指す。ただし	、客衙	視的な評	阡価				
ロ イについて、全ての介護職員に周知している。													

4 介護職員等特定処遇改善加算の要件について

(1)特定加算のグループごとの配分要件

①特定加算による賃金改善の見込額(再掲)	3,566,000	円						
②特定加算による平均賃金改善額	経験・技能のある 介護職員(A)	3	他の介護職員(E	3)	その他の職種(C			
(ア)特定加算による賃金改善を実施する範囲 ※加算の配分対象とするグループに必ずチェック(✔)すること	V		V		ı			0
(イ)一月当たりの常勤換算職員数(見込数)	4.0	人	27.8	人				人
(ウ)特定加算による賃金改善額のグループごとの配分比率 ※ <u>法人で設定する</u> 、特定加算による平均賃金改善額の比率	1.1	:	1.0	:				0
(エ)要件を満たす特定加算による平均賃金改善額(月額)	10,152	円	9,229	円			0	円
(オ)配分比率の要件を満たす賃金改善額の総額(年額)	(487,280 円)	(3,078,720 円)	(0	円)
(カ)BとCの平均賃金の見込額(月額) ※B≧2Cを満たさない場合のみ記入				円				円
(キ)特定加算による賃金改善の対象とするその他の職種(C)の が最も高額となる者の賃金の見込額(年額)	_ のうち、改善後の賃	金		円	←	要 件 Ⅷ		
(ク)経験・技能のある介護職員(A)のうち賃金改善額が月額平善後の賃金が年額440万円以上となる者の数	均8万円以上又は	人		要 件				
(ケ)本計画書(別紙様式2-3)で特定加算の取得を届け出た事 予防・総合事業での重複除く)	業所数(短期入所・	美所数(短期入所・ 2 か所 く						
(コ)「月額平均8万円の処遇改善又は改善後の賃金が年額440	0万円以上となる者	í]ē	設定できない場合	その	の理由			
小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。								
職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃	金を引き上げることか	が困	難であるため。					
□ 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上I することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積が				.るf	能力や処道	墨を明る	寉化	
)

》(カ)及び(キ)には、処遇改善加算、特定加算、ベースアップ等加算による賃金改善額を含む金額を記入し、(ク)の後半部分(改善後の賃金が440万円以上)も同様の方法でカウントすること。ただし、(ク)の前半部分(月額8万円以上の改善)については、特定加算による賃金改善額のみで判断すること。

(2)賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善 実施期間	令和	5	年	4	月 ~	令₹	Д 6	年	3	月(12	か	月)			0
経験・技能の ある介護職員 (A)の考え方	介護経験が原	原則10	年以上る	ある介	護福祉	:士の有資	後格者で る	あり、リー	-ダー	またはヨ	主任以.	上の	職責を	こなって	いる者	
(, 0,0), 1,7,2,7,3	(4(1)②で(A)にチェック(✔)がない場合その理由)															
賃金改善を行 う給与の種類	□ 基本組	哈 🗆	手筆	当(新	設)	□ 手筆	当(既存	の増額) 1	賞与	. [その他	()
	(当該事業) □ 就業規 (賃金改善) 善を行う場合	則の見 こ関す	.直し る規定		賃金規	!程の見ī	直し] その	他	(:関する	部分を	を抜き	き出すこ	と。資格	・手当等に含)
内容	■常勤職員 (賞与の支給)第20条 常勤職員に対し、別に定める「賞与規程」のとおり賞与を支給する。尚、賞与の支給額においては、介護職員処遇改善加算計画書及び介護職員等特定 処遇改善加算計画書により計画された賃金改定を行うための改善額を含む支給額とする。 ■有期契約職員 (賞与の支給)第17条 臨時に雇い入れた者、パートタイム職員等の有期契約職員に対し、別に定める「賞与規程」のとおり賞与を支給する。尚、賞与の支給額においては、介護職員処遇改善加算計画書及び介護職員等特定処遇改善加算計画書により計画された賃金改善を行うための改善額を含む支給額とする。															
	※前年度に	提出し	た計画	書から	変更が	ある場合	には、変	更箇所	を <u>下線</u>	とする	など明ね	確に	すること			
	(上記取組)	の開始	時期)	令和	1 1	2 年	3	∄ ([実	施済		予定	È)			

(3)見える化要件について

による掲示等 □ その他(

・実施する周知方法について、チェック(✔)すること。

ホームページ
への掲載

マの他の方法

・実施する周知方法について、チェック(✔)すること。

□ 「介護サービス情報公表システム」への掲載
□ 自社のホームページに掲載

その他の方法
□ 事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示

)

5 介護職員等ベースアップ等支援加算の要件について

(1)ベースアップ等加算の配分要件

①ベー	スアップ等加算による賃金改善の見込額(② i・ii の合計)	3,586,000	円]					
②ベー	スアップ等加算による賃金改善の見込額(内訳)								
介護職	i)ベースアップ等加算による賃金改善の見込額	ースアップ等加算による賃金改善の見込額 3,586,000 円							
	うち、ベースアップ等(基本給又は毎月決まって支払わ	3,586,000	円	(100.00) %	← <mark>O</mark>				
員	<u>れる手当の引上げ</u>)による賃金改善の見込額(年額) (括弧内は月額)	(298,833 円)		要 件				
そ 職他 の	ii) ベースアップ等加算による賃金改善の見込額		円		IX				
	うち、ベースアップ等(基本給又は毎月決まって支払われる手当の引上げ)による賃金改善の見込額(年額)		円	(0.00) %	←				
	(括弧内は月額)	(0 円)						

(2)賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善 実施期間	令和	5 左	‡ 4	月 ~	令和	6	年	3	月(12	か月)					0
賃金改善を行 う給与の種類	ベースアップ等 (必ず選択)		基本給	i 🗆	決まって ? る手	毎月支 当(新記		1 📝			月支払 存の増		£			
	上記以外 (必ず選択)		手当(新詞	没) 🗆	手当(即	既存の均	曽額)			賞与	[☑ その	他(1	100%)
	(当該事業所	当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)														
	□ 就業規則	の見直	īl 🗵	賃金規	見程の見直	ι 🗆	その	他	()
	(賃金改善に	(賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。														
具体的な取組	常勤職員対象者への手当支給にあたっては月額で一律6,000円を支給する。 有期契約職員対象者への手当支給にあたっては時間給に一律35円を上乗せして支給する。															
		ただし、支給対象者及びその額については理事長が決定(変更)することとし、当該加算の取得要件を満たすためその手当の額を変更することがある。その場合は、速やかにが 象者に対しその旨を通知する。													かに対	
	ベースアップ等支援が 数については、その				合額を上回る場合	は、対象	皆に対し・	一時金を	支給する。	なお、こ	の一時金の	対象者、そ	の金額	及び支給	時期並びに	支給回
	※前年度に提	出した	計画書から	ら変更が	がある場合に	は、変更	恒 箇所	を <u>下線</u> 。	とするな	よど明確	催にする	こと。				
	(上記取組の	開始時	期) 令	和	4 年	2 月	([三実施	拖済		予定)	·	·		·